

COP 11に向けたラムサール条約湿地候補地の追加について

1. 経緯

- ・平成 17 年に COP9 に向けて登録候補地 54 箇所を選定。
- ・COP9（平成 17 年）において国際基準 9（鳥類以外の湿地に依存する種の個体群の 1%以上が生息する湿地）が追加された。
- ・COP10（平成 20 年）において「水田決議」が採択された。
- ・現在の登録湿地数は 37 箇所（候補地 54 箇所から 22 箇所を登録）

2. 見直しの方針

各地の湿地に係る最新の情報をもとに、登録候補地リストの更新を行うとともに、新たな評価軸（基準 9、水田決議）による候補地の追加を行う。

3. 見直しの進め方（平成 21 年度～22 年度）

有識者による検討会を設置し、候補地リストの更新等を行う。

（1）候補地リストの更新（基準 1～8）

最新の情報をもとに、前回候補地選定時に用いた選定手順に基づき、新たに候補地の条件を満たすことが明らかになった湿地を追加する。

また、必要に応じて選定手順の見直しを検討する。

（2）新たな評価軸に基づく候補地の追加

COP9 で追加された国際基準 9（鳥類以外の湿地に依存する種の個体群の 1%以上が生息する湿地）について、新たに選定手順を検討するとともに国際基準 9 に該当する候補地の選出を行う。

また、COP10 で採択された「水田決議」を踏まえ、いずれかの国際基準を満たす水田を含む区域について候補地への追加を検討する。

4. スケジュール

H21 年度

第 1 回検討会（2 月 2 日）

基本的考え方の検討、基準 1～8 に関する選定手順の検討

第 2 回検討会（3 月 4 日）

新たな評価軸に関する選定基準の検討

H22 年度

第 3 回検討会（6 月）

新たな候補地の検討

第 4 回検討会（8 月）

新たな候補地の確認、今後の課題についての検討

新たな候補地の公表（9 月）